

(3) 受益者負担金（分担金）・使用料

(平成29年4月1日現在)

市町村名		受益者負担金（分担金）			使用料			
		金額(円)	施行年月日	20m ³ /月 使用の場合 (円)	50m ³ /月 使用の場合 (円)	100m ³ /月 使用の場合 (円)	施行 年月日	
京都市	公共	—	—	1,830	6,230	14,330	H26.4.1	
	特環	北部地域	270,000円/件	H23.4.1	1,830	6,230	14,330	H29.4.1
		京北処理区	480,000円/件	H17.4.1	1,830	6,230	14,330	H29.4.1
福知山市	公共	福知山処理区	330円/㎡×敷地面積	S51.4.1	2,080	6,180	14,180	H26.5.1
	特環	福知山処理区	910円/㎡×敷地面積	H13.4.1	2,080	6,180	14,180	H26.5.1
		三和处理区 大江中部処理区	500,000円/樹	H18.1.1	3,380	9,880	21,880	H26.5.1
舞鶴市	公共	—	—	2,520	7,020	15,020	H28.10.1	
	特環	総事業費の10%(上限50万円/戸)	H11.3.29	2,520	7,020	15,020	H28.10.1	
綾部市	公共	490円/㎡×敷地面積	H6.10.25	2,500	8,500	18,500	H29.4.1	
宇治市	公共	—	—	2,802	8,402	19,352	H26.4.1	
宮津市	公共	400円/㎡×敷地面積	H5.4.1	2,856	8,696	20,146	H26.4.1	
亀岡市	公共	第1負担区440円/㎡ 第2負担区880円/㎡	S58.4.1 H15.4.1	2,700	9,400	25,400	H26.4.1	
	特環	総事業費の10%	H5.12.24	2,700	9,400	25,400	H26.4.1	
城陽市	公共	市街化区域	—	H17.4.1	2,600	7,450	16,450	H26.4.1
		市街化調整区域	200,000円/敷地(樹内径90cm未満) 500,000円/敷地(樹内径90cm以上)		2,600	7,450	16,450	H26.4.1
向日市	公共	—	—	2,060	6,060	13,060	H26.6.1	
長岡京市	公共	—	—	2,015	6,115	13,615	H27.4.1	
八幡市	公共	—	—	2,390	6,670	13,970	H26.4.1	
京田辺市	公共	—	—	1,279	3,839	8,339	H23.4.1	
京丹後市	公共 特環	区域供用開始～接続日の期間 1年以内:270,000円/樹 2年以内:280,000円/樹 3年以内:300,000円/樹 3年超 :320,000円/樹	H16.4.1	2,905	7,294	14,887	H26.4.1	
南丹市	公共	150,000円+500円/㎡×敷地面積 (上限50万円)	H21.10.1	3,200	8,000	18,000	H26.4.1	
	特環	750,000円/戸						
木津川市	公共	—	—	2,300	6,500	14,000	H26.4.1	
大山崎町	公共	—	—	1,400	3,950	8,950	H26.4.1	
久御山町	公共	—	—	1,768	4,728	9,978	H26.4.1	
井手町	公共	—	—	1,845	5,075	11,075	H26.6.1	
宇治田原町	公共	200,000円/戸	H11.3.31	2,333	6,123	13,023	H26.4.1	
和束町	特環	200,000円/戸	H10.9.21	2,500	6,400	12,900	H26.4.1	
精華町	公共	—	—	2,100	5,700	12,700	H26.4.1	
京丹波町	特環	総事業費の20%(上限100万円)	H26.4.1	3,800	8,000	16,800	H26.4.1	
与謝野町	公共 特環	400円/㎡×敷地面積	H18.3.1	2,286	6,376	13,976	H26.4.1	

※公共：公用下水道

※特環：特定環境保全公共下水道

※使用料は、消費税抜き価格である

※受益者負担金は、課税対象外である